訪問型サービス(基準緩和型):サービスコード表【生活援助等中心とした基準を緩和したサービス】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成単位数	算定単位
種類	項目	9 CAPIEMOTO			弁に外口	口以平位数	并是单位
A2	1121	訪問型独自サービス I	イ 訪問型 サービス費 (基準緩和) (I)			888	1月につき
A2	1124	訪問型独自サービスⅠ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	799	
A2	2121	訪問型独自サービスI日割		事業対象者・要支援1・2 (週1回程度) 29単位		29	1日につき
A2	2124	訪問型独自サービス I 日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	26	
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型 サービス費 (基準緩和) (II)	事業対象者·要支援1·2 (週2回程度) 1,764単位		1,764	- 1月につき
A2	1224	訪問型独自サービスⅡ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1,588	
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者·要支援1·2 (週2回程度) 58単位		58	1日につき
A2	2224	訪問型独自サービスⅡ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	52	יםוכ אַ
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型 サービス費 (基準緩和) (皿)	事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 2,803単位		2,803	- 1月につき - 1日につき
A2	1334	訪問型独自サービスⅢ・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2,523	
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度) 92単位		92	
A2	2334	訪問型独自サービスⅢ日割・同一			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	83	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算		所定単位数の5%加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の5%加算		1日につき
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	リ生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上加算(I) 100単位加算	100	-
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算			(2)生活機能向上加算(II) 200単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の100/1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算IV			(4)介護職員処遇改善加算(IV)(3)で算定した単位数の90%加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算V			(5)介護職員処遇改善加算(V)(3)で算定した単位数の80%加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算I	ル 介護職員特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)所定単位数の63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)所定単位数の42/1000 加算	_	